

委員から指摘されたその他の事項

1.政策・方針決定過程への参画

- ・指導的地位にある者が30%になることを期待しているが、どのような状態をいい、どの統計で見るのか。(内閣府)

2.男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革に関する取組
・各種控除の適用状況をあらわすデータを男女別に把握することが過度な負担に該当するか。(総務省)

(総務省の回答)

個人住民税における統計として、「市町村税課税状況等の調」を実施しているが、各種控除の適用状況をあらわす男女別データまでは、各市町村に要求していない。税制上の各種控除の適用状況をあらわすデータを男女別に把握することは、地方公共団体にとって過度な負担となることが考えられる。

- ・税制上の各種控除について、男女別データを表示する方向で検討されているのか。(財務省)

(財務省の回答)

民間給与実態統計の作成に当たっては、税制上の各種控除の適用状況について、男女別の精度及び調査結果の表示方法についての調査を実施している。

- ・事業・内職収入の性別データや父子世帯の調査世帯数を増加させることはできないか。(総務省)

(総務省の回答)

「家計調査」及び「全国消費実態調査」については、事業・内職収入の性別データや父子世帯の調査世帯数が少数であり、集計精度の観点から結果表章を行うことは困難である。

- ・「社会生活基本調査」において、家庭内労働時間の把握状況は、前回ヒアリングした時点からどの程度進展しているのか。(総務省)

3.雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- ・従業員30人未満の規模の事業所を対象とした雇用統計に関する取組がされていない。(厚生労働省)

- ・不払い残業時間の把握に関する検討がされていない。(厚生労働省)

- ・「女性雇用管理基本調査」の取組状況は、前回ヒアリングした時点からどの程度進んでいるのか。(厚生労働省)

(厚生労働省の回答)

「女性雇用管理基本調査」は主に3つのテーマ(男女雇用機会均等、育児・介護休業制度等実施状況、母性保護等)をローテーションで実施しており、調査項目については、年毎のテーマに沿った内容に関するものを中心に把握すべきデータの必要

性を考慮しながら柔軟に対応しているところである。例えば、育児休業取得率は平成15年度(テーマ:均等関係)においても調査している。

- ・「創業環境に関する実態調査」のような調査を定期的・継続的に行うべきではないか。また、起業活動の実態についてのデータを十分に把握するための統計調査等を検討すべき。(経済産業省)

(経済産業省の回答)

「創業環境に関する実態調査」は、平成13年度中小企業白書のために行った調査であり、現在時点では定期的・継続的に行う予定はないが、二次分析に取り組んでいる。

4.利用者のニーズに応じた統計情報の提供

- ・事務処理要領の改訂によって、具体的にどのような改善が行われたのか明らかでない。(総務省)

(総務省の回答)

指定統計調査の目的外使用については、平成16年6月29日に「指定統計調査票の統計目的外使用の承認申請に関する事務処理要領」を改訂し、現行の運用の明確化等を図ったところ。

- ・データアーカイブ構築に向けて具体的な検討が行われているのか。(総務省)

(総務省の回答)

「統計行政の新たな展開方向」に基づき、統計データアーカイブの必要性等を含め、その設置の在り方等を検討するため、各府省統計主管部局長等会議の下に関係府省から成る統計データ利用促進検討会議を設け、同会議において統計データアーカイブの必要性、ニーズ、課題等について検討を行っているところ。

- ・統計審議会に利用者等が含まれていないという点は改善されたのか。審議会の構成は変わったのか。(総務省)

(総務省の回答)

指定統計調査及び指定統計調査と密接な関連を有すると認められる承認統計調査については、今後とも引き続き適切に統計審議会の意見を聴くこととしたい。

5.国際社会との関係

- ・GEM等の国際比較についての情報を提供する際には、算定根拠を明らかにして利用者にわかりやすく解説することが必要。(内閣府)